

日本洋酒輸入協会会則及び諸規則

令和8年（2026年）4月改正

令和8年（2026年）4月現在

目 次

- 1 日本洋酒輸入協会 会則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ページ
- 2 賦課金に関する細則（会則第 2 2 条）・・・・・・・・・・・・ 7 ページ
- 3 日本洋酒輸入協会 委員会規約及び運営細則・・・・・・・・・・ 1 0 ページ
 - （1）委員会規約
 - （2）運営細則
- 4 輸入酒類公正取引協議会規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5 ページ

日本洋酒輸入協会会則

日本洋酒輸入協会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本洋酒輸入協会（英文にては、The Japan Wines and Spirits Importers' Association）と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の理解と協調により、円滑、適正な酒類の輸入を行い、もって国民生活の向上に寄与するとともに、輸入酒類業界の発展及び会員の事業経営の安定を図ることを目的とする。

(地区及び事務所)

第3条 本会の地区は、日本一円とし、事務所を東京都に置く。

2 必要の地に支部を設けることができる。

(細則)

第4条 会則に定めるもののほか、必要な事項は、総会の議決を経て、細則で定める。

第2章 事業

(事業)

第5条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 関係官公庁の諮問に対する応答及び意見具申
- (2) 輸入酒類の輸出国及び関係諸団体との連絡、折衝
- (3) 輸入酒類に関する海外及び国内事情の調査並びに情報交換
- (4) 輸入酒類の普及及び宣伝
- (5) 輸入酒類の不正輸入及び不正流通の排除についての関係官公庁に対する協力
- (6) 「酒類輸入販売業における景品類等の提供の制限に関する公正競争規約」の実施 (昭和55年追加)
※根拠法令：「不当景品類及び不当表示防止法」(昭和37年(1962年)法律第134号) 第10条
昭和54年(1979年)12月25日 公正取引委員会告示第59号
(昭和55年(1980年)1月1日 施行)
- (7) 「輸入ウイスキーの表示に関する公正競争規約」の実施 (昭和55年追加)
※根拠法令：第6号に同じ
昭和55年(1980年)8月7日 公正取引委員会告示第23号
(昭和55年(1980年)10月1日 施行)

- (8) 「輸入ビールの表示に関する公正競争規約」の実施 (昭和57年追加)
※ 根拠法令：第6号に同じ
昭和57年(1982年)3月12日 公正取引委員会告示第5号
(昭和57年(1982年)4月1日 施行)
- (9) その他、本会の目的達成に必要な事業

第3章 会 員

(会員の資格)

第6条 本会の会員たるの資格は、酒類の輸入実績を有する輸入業者であって、かつ、酒類販売業の免許を有するものとする。

(加 入)

第7条 本会に加入しようとする者は、本会会員の2名以上の推薦に基づき、理事会の承認を得たうえ、定められた入会金を納入しなければならない。

(脱 退)

第8条 会員は、次の事由により脱退する。

- (1) 会員たる資格の喪失
- (2) 解散
- (3) 除名
- (4) 会員より脱退の申し入れがあった場合。ただし、脱退しようとする者は、脱退しようとする日の60日前までに、書面をもって本会に通知しなければならない。

(除 名)

第9条 本会は、次の各号の一に該当する会員は、総会又は臨時総会の議決に基づいて除名することができる。

- (1) 会費及び賦課金の納入を納入期より3か月以上怠った場合
- (2) 本会の体面を汚し、又は本会の秩序をみだす行為のあった場合
- (3) その他、本会の会員として体面を維持することが困難と認められた場合

第4章 役 員

(役員の数)

第10条 本会に、次の役員を置く。

理事	19名以内
監事	3名以内

(役員を選出及び任期)

第11条 理事及び監事は、総会において選出する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選により選出する。
- 3 役員任期は、2か年とする。補欠により就任した役員は、前任者の任期

を継承する

- 4 役員は、任期満了といえども、後任者が決定するまではその職務を行うものとする。

(役員職務)

- 第12条 理事長は、本会を代表し、理事会の決議により、本会の会務を執行する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。
 - 3 理事は、本会の事業の運営に当る。
 - 4 監事は、会計の状況を監査する。

第5章 事務局

(事務局)

- 第13条 本会の会務を処理するため、事務局を設け、所要の職員を置くことができる。
(昭和54年(1979年)追加、昭和55年(1980年)改正)
- 2 事務局には、必要により、専務理事、常務理事及び事務局長を置くことができる。
(昭和54年追加)
 - 3 専務理事及び常務理事は、理事会で推薦した者を理事長が委嘱するものとする。
(昭和54年追加)
 - 4 専務理事及び常務理事の任期は、2か年とする。補欠により就任した場合は、前任者の任期を継承する。
(昭和54年追加)
 - 5 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して会務を処理する。
(昭和54年追加)
 - 6 常務理事は、専務理事を補佐して会務の処理に当り、専務理事に事故あるときはその職務を代行する。
(昭和54年追加)
 - 7 事務局の組織及び運営並びに職員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。
(昭和55年追加)

第6章 総会、理事会、委員会及び部会並びに輸入酒類公正取引協議会

(総会)

- 第14条 総会は定期総会及び臨時総会とする。
- 2 定期総会は、毎事業年度終了後2か月以内に開催する。
 - 3 臨時総会は、必要に応じ、理事会の議決を経て理事長が招集する。
 - 4 会員が、総会員の3分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及びその招集の理由を記載した書面を理事会に提出して総会の招集を請求した時は、理事会は、その請求のあった日から10日以内に臨時総会を招集すべきことを決議しなければならない。

(総会の成立)

- 第15条 総会は、会員の過半数以上の出席をもって成立する。
- 2 総会の議事は、出席した会員の3分の2以上の同意をもって議決する。

- 3 総会の議長は、理事長とする。ただし、理事長に事故あるときは、副理事長がこれに当る。

(理事会)

第16条 理事会は、必要に応じ、理事長がこれを召集するほか、理事総数の3分の2以上の理事の要請があったときは、理事長は、5日以内にこれを召集しなければならない。

- 2 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席により成立し、議事は、出席理事の3分の2以上の同意により決する。

- 3 理事会の議長は、理事長とする。ただし、理事長に事故あるときは、副理事長がこれに当る。

(委員会)

第17条 本会は、事業の執行に関し、理事会の諮問機関として委員会を置くことができる。

- 2 委員会は、理事会の委嘱により、その企画された事業を執行することができる。

- 3 委員会の名称、組織等に関する事項は、理事会で定める。

(部会)

第18条 本会は、事業の執行に関し、関係会員をもって構成する部会を置くことができる。

- 2 部会で決定された事業の執行及び予算編成については、理事会の承認を必要とする。

- 3 部会が特に必要な費用を要するときは、各部会の議決により、理事会の承認を得て、各部会ごとに特別分担金を徴収することができる。

- 4 部会の特別分担金は、特別会計とする。

- 5 部会の名称、組織等に関する事項は、理事会で定める。

(輸入酒類公正取引協議会)

第19条 本会は、第5条第6号、第7号及び第8号に掲げる事業を行うため、輸入酒類公正取引協議会を置くことができる。

- 2 輸入酒類公正取引協議会の機構及び運営は、別に定める。

第7章 会 計

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、1年とし、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第21条 本会の経費は、加入金、会費、賦課金及び寄付金等をもってこれに充てる。

第22条 本会の加入金は、金10万円とする。

2 会員の会費は、1か月金2万円とし、年2回、4月及び10月に前納するものとする。(昭和55年(1980年)改正)

但し、別に定めるランク別賦課金明細表においてランクN以下に区分される会員の会費は、1か月金1万5千円とする。(令和8年(2026年)改正)

3 賦課金の徴収については、別に定める細則による。

4 業務遂行のため必要と認めるときは、臨時会費を徴収することができる。

5 既に納めた加入金、会費、賦課金及び臨時会費は、原則として返戻しない。

(予算及び決算書類)

第23条 理事長は、毎年度の初めに収支予算書を、毎年度末に財産目録及び収支決算書を作成し、定期総会に提出してその承認を求めなければならない。

第8章 解 散

(解 散)

第24条 本会は、総会の決議、合併、破産又は事業の全部譲渡によって解散する。

(財産の処分)

第25条 本会の解散後における残余財産の処分は、総会において定める方法による。

(清 算)

第26条 本会が解散した時は、合併及び破産による解散の場合を除いて、理事がその清算人となる。ただし、総会において他の人を選任したときは、この限りでない。

附 則

委員会及び部会に関する運営については、別途、細則をもって定める。

附 則 昭和55年(1980年)改正

この会則は、昭和55年5月20日から実施する。

附 則 昭和55年(1980年)10月 改正

(輸入ウイスキーの表示に関する公正競争規約の施行)

附 則 昭和57年(1982年) 4月 改正

(輸入ビールの表示に関する公正競争規約の施行)

附 則 令和8年(2026年)改正

この会則は、令和8年4月16日から実施する。

賦課金に関する細則

(会則第22条)

賦課金に関する細則

会則第22条第3項に基づく賦課金に関する細則を次のとおり定める。

(賦課金)

第1項 本会は、事業遂行のため必要と認めたときは、会員に対し輸入酒類の取扱高に応じて賦課金を課することができる。

(賦課金の決定)

第2項 賦課金の決定に当っては、理事長は、理事会の作成した収支予算表に基づき賦課料率を決定の上、総会の承認を得なくてはならない。

但し、賦課料率の決定は、総会の承認を得た別に定めるランク別賦課金明細表その他の方法によることができる。

(徴収の方法及び収支報告)

第3項 賦課金徴収の方法及び収支の報告については、会則第22条及び第23条に準拠する。

※ 賦課金支払いは、入会した日の属する期及び翌期は免除される。

(平成18年2月23日第463回理事会承認)

会則第22条第3項に基づく賦課金に関する細則の第2項で別に定めるランク別賦課金明細表は、次のとおりとする。

○ ランク別賦課金明細表

ランク	点		賦課金 (円)
A	500,000	以上	2,650,000
B	450,000	— 499,999	2,623,500
C	400,000	— 449,999	2,544,000
D	350,000	— 399,999	2,411,500
E	300,000	— 349,999	2,226,000
F	250,000	— 299,999	2,120,000
G	200,000	— 249,999	1,908,000
H	150,000	— 199,999	1,590,000
I	100,000	— 149,999	1,272,000
J	80,000	— 99,999	1,187,200
K	60,000	— 79,999	1,081,200
L	40,000	— 59,999	848,000
M	20,000	— 39,999	530,000
N	10,000	— 19,999	318,000
O	5,000	— 9,999	212,000
P	3,000	— 4,999	159,000
Q	1,000	— 2,999	63,600
R	1	— 999	53,000

日本洋酒輸入協会委員会規約
及び運営細則

1. 日本洋酒輸入協会委員会規約

(委員会の設置)

第1条 本協会に次の委員会を設ける。(昭和62年(1987年)改正)

- (1)「税制対策委員会」
- (2)「財政委員会」
- (3)「PR委員会」(平成16年(2004年)10月改正)
(所掌業務の追加:協会ホームページの運用開始)
- (4)「ウイスキー・ブランデー委員会」
(平成13年(2001年)6月改正、両委員会の統合)
- (5)「ワイン委員会」
- (6)「ビール・スピリッツ・リキュール委員会」
(平成13年(2001年)6月改正、リキュールの追加)
- (7)「容器包装委員会」
(平成3年(1991年)3月 空容器再利用委員会の創設)
(平成17年(2005年)1月改正 空容器再利用委員会の名称変更)
- (8)「将来構想委員会」
(令和元年(2019年)6月新設)
(令和3年(2021年)7月改正)
- (9)「ロット番号削除問題対策委員会」
(令和3年(2021年)7月改正)
(検討チームの委員会への改組)

2 前項の委員会のほか、理事会が必要と認めるときは、別に委員会を設けることができる。

(委員)

第2条 委員会の委員は、理事会において選考し、理事長がこれを委嘱するものとする。

2 委員の任期は、2か年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、必要があるときは、副委員長を置くことができる。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選により定める。

3 委員長は、その委員会を統轄する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員会の招集及び議事)

第4条 委員会は、理事長又は委員長が必要と認めたとき、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(議事の報告)

第5条 議事の結果は、委員会のつど直ちに、委員長から理事長に報告しなければならない。

附 則 昭和62年(1987年)改正

この規約は、昭和62年4月1日から実施する。

附 則 平成3年(1991年)3月 改正(空容器再利用委員会の創設)

附 則 平成13年(2001年)6月 改正

「ウイスキー・ブランデー委員会」の創設(両委員会の統合)

「ビール・スピリッツ・リキュール委員会」の創設(リキュールの追加)

附 則 平成16年(2004年)10月 改正(PR委員会の所掌業務の追加)
(協会ホームページの運用開始)

附 則 平成17年(2005年)1月 改正

「容器包装委員会」の創設(空容器再利用委員会の名称変更)

附 則 令和3年(2021年)7月 改正(将来構想委員会の新設)、(ロット
番号削除問題検討チームの委員会への改組)

2. 委員会規約運営細則

(税制対策委員会)

第1条 税制対策委員会は、次の事項をつかさどる。

- (1) 酒税及び関税の基本的な調査
- (2) 酒税及び関税に関する諸官庁との折衝

(財政委員会)

第2条 財政委員会は、次の事項をつかさどる。

- (1) 協会財政全般に関すること。
- (2) 年会費及び賦課金に関する検討

(PR委員会)

第3条 PR委員会は、次の事項をつかさどる。

- (1) 輸入酒類の需要を喚起し販売を促進するための啓発、宣伝に関すること。
- (2) 協会及び会員の発展、拡大を期するための広報活動
- (3) 協会会報の編集、刊行に関すること。
- (4) 協会ホームページに関すること。(平成16年(2004年)10月 追加)

(ウイスキー・ブランデー委員会、ワイン委員会、ビール・スピリッツ・リキュール委員会)

第4条 掲名の輸入酒類に関すること。ただし、税制対策委員会、財政委員会、PR委員会、容器包装委員会に属する事項を除く。

(容器包装委員会)

第5条 容器包装委員会は、次の事項をつかさどる。

輸入酒類の容器包装の表示、リサイクル(リデュース、リユース、リサイクル)等に関すること。

(将来構想委員会)

第6条 将来構想委員会は、次の事項をつかさどる。

- (1) 協会の運営及び活動の活性化に関すること。
- (2) 会員獲得活動に関すること。

(ロット番号削除問題対策委員会)

第7条 ロット番号削除問題対策委員会は、次の事項をつかさどる。

- (1) ロット番号削除問題の基本的な調査
- (2) ロット番号削除問題に関する諸官庁との折衝

- 附 則 昭和62年(1987年)改正
この運営細則は、昭和62年4月1日から実施する。
- 附 則 平成3年(1991年)3月改正(空容器再利用委員会の創設)
- 附 則 平成13年(2001年)6月改正
「ウイスキー・ブランデー委員会」の創設(両委員会の統合)
「ビール・スピリッツ・リキュール委員会」の創設(リキュールの追加)
- 附 則 平成16年(2004年)10月改正(PR委員会の所掌事務の追加)
- 附 則 平成17年(2005年)1月改正(容器包装委員会の創設)、(空容器再利用委員会の名称変更)
- 附 則 令和3年(2021年)7月改正(将来構想委員会の新設)、(ロット番号削除問題検討チームの委員会への改組)

輸入酒類公正取引協議会規程

輸入酒類公正取引協議会規程

(目的)

第1条 この規定は、日本洋酒輸入協会（以下「協会」という。）会則第5条第6号、第7号及び第8号に掲げる公正競争規約の適正な実施を図るため、輸入酒類公正取引協議会（以下「協議会」という。）の構成及び運営に関し必要な事項を定める。

2 この規定で定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事業)

第2条 協議会は、次に掲げる事業を行う。

(1) 「酒類輸入販売業における景品類等の提供の制限に関する公正競争規約」

第7条第2項に掲げる事業（昭和55年追加）

※ 根拠法令：「不当景品類及び不当表示防止法」（昭和37年（1962年）法律第134号）第10条）

- ① 昭和54年（1979年）12月25日 公正取引委員会告示第59号（昭和55年（1980年）1月1日 施行）
- ② 平成3年（1991年）9月20日 公正取引委員会告示（改正・施行）
- ③ 平成5年（1993年）6月30日 公正取引委員会告示（改正・施行）
- ④ 平成9年（1997年）8月11日 公正取引委員会告示（改正・施行）
- ⑤ 平成21年（2009年）9月1日 消費者庁発足

(2) 「輸入ウイスキーの表示に関する公正競争規約」第7条第2項に掲げる事業

※ 根拠法令：第1号に同じ（昭和55年追加）

- ① 昭和55年（1980年）8月7日 公正取引委員会告示第23号（昭和55年（1980年）10月1日 施行）
- ② 平成元年（1989年）10月2日 公正取引委員会告示（改正・施行）
- ③ 平成9年（1997年）8月11日 公正取引委員会告示（改正・施行）
- ④ 平成21年（2009年）9月1日 消費者庁発足
- ⑤ 令和元年（2019年）8月9日 公正取引委員会・消費者庁告示
- ⑥ 令和6年（2024年）9月30日 公正取引委員会・消費者庁告示第4号

(3) 「輸入ビールの表示に関する公正競争規約」第7条第2項に掲げる事業

※ 根拠法令：第1号に同じ（昭和57年追加）

- ① 昭和57年（1982年）3月12日 公正取引委員会告示第5号（昭和57年（1982年）4月1日 施行）
- ② 平成7年（1995年）9月26日 公正取引委員会告示（改正・施行）
- ③ 平成9年（1997年）8月11日 公正取引委員会告示（改正・施行）
- ④ 平成17年（2005年）6月30日 公正取引委員会告示（改正・施行）

- ⑤ 平成21年（2009年）9月1日 消費者庁告示
- ⑥ 令和元年（2019年）8月9日 公正取引委員会・消費者庁告示
- ⑦ 令和6年（2024年）9月30日 公正取引委員会・消費者庁告示
第4号

(4) 前各号に掲げるもののほか、酒類輸入販売業における公正競争規約に関する事業

(構成)

第3条 協議会は、委員13名以内をもって組織する。

2 協議会に、委員長及び副委員長各1名を置く。

(委員)

第4条 委員は、協会の理事会において、協会会員及び協会事務局員のうちから選任する。

2 委員の任期は、2か年とする。ただし、欠員補充により就任した委員の任期は、前任者の残存期間とする。

3 委員の再任は、妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長及び副委員長は、委員のうちから協会の理事長が指名する。

2 委員長は、協議会の業務を統轄する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(運営)

第6条 協議会は、必要に応じ、随時、委員長が召集する。

2 協議会は、委員総数の3分の2以上の出席により成立し、議事は、出席委員の過半数以上の同意により決する。ただし、賛否同数のときは、委員長の決定に委ねる。

3 委員長は、協議会が議決した事項をとりまとめて理事長に報告しなければならない。

4 理事長は、前項の報告を受けた場合は、速やかに、副理事長と協議のうえ、必要な措置をとるものとする。

5 理事長は、前項の措置をとった場合は、速やかに、その措置及びその結果を、委員長に指示又は連絡するものとする。

(分科会)

第7条 協議会は、その業務遂行上の必要に応じ、分科会を設置するものとする。

2 分科会の構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

(調査員)

第8条 協議会に調査員を置くことができる。

2 調査員の業務及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

附 則 1 この規程は、昭和55年（1980年）5月20日から実施する。

2 協議会設置当初の委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、次の定期総会の日を含む月の翌月末日までとする。

附 則	昭和55年（1980年）	10月	追加	（輸入ウイスキーの表示規約）
附 則	昭和57年（1982年）	4月	追加	（輸入ビールの表示規約）
附 則	平成 元年（1989年）	10月	改正	（輸入ウイスキーの表示規約）
附 則	平成 3年（1991年）	9月	改正	（酒類輸入販売業の景品規約）
附 則	平成 5年（1993年）	6月	改正	（酒類輸入販売業の景品規約）
附 則	平成 7年（1995年）	9月	改正	（輸入ビールの表示規約）
附 則	平成 9年（1997年）	8月	改正	（酒類輸入販売業の景品規約） （輸入ウイスキーの表示規約） （輸入ビールの表示規約）
附 則	平成17年（2005年）	6月	改正	（輸入ビールの表示規約）
附 則	平成21年（2009年）	9月	改正	（酒類輸入販売業の景品規約） （輸入ウイスキーの表示規約） （輸入ビールの表示規約）
附 則	令和 元年（2019年）	8月	改正	（輸入ビールの表示規約）
附 則	令和 元年（2019年）	8月	改正	（輸入ウイスキーの表示規約）
附 則	令和 6年（2024年）	10月	改正	（輸入ウイスキーの表示規約） （輸入ビールの表示規約）